

第12回 宝塚市公契約条例検討委員会 会議概要

【日 時】 令和8年(2026年)9月11日(金)
午後2時00分～午後3時00分

【場 所】 宝塚市役所新庁舎1階 A・B会議室

【出席委員】 7名 (定数8人 欠員1名)
川勝 健志 寺田 友子 在間 秀和 藪内 剛
瀬尾 武夫 堀口 吉志 田中 達夫 (敬称略、順不同)

【事務局】 中出総務部長
横山総務部次長(総括担当及び行政・経営担当)
小川契約課長
契約課課員(雑賀係長、米川、藤本)

【開催形態】 公開(傍聴人6名)

【議事概要】

1 委員会の成立

2 傍聴等の取り扱い

3 議題

議題1 宝塚市公契約条例の骨子の検討について

【資料説明】

- ・パブリック・コメント結果及び市回答(案)
- ・パブリック・コメント意見について(概要)
- ・条例案の骨子について(最終答申)(案)
- ・最終答申等についての意見(委員2名より当日提出)

(委員長) パブリック・コメントの結果に関する資料について意見等はあるか。

(委員) 市内居住者でも在勤でもない者の意見を聴取することの目的は何か。
また、答申をまとめるにあたり、宝塚市の公契約について利害関係がある者の意見とそうでない者の意見との間に、多少なりとも取扱いの差を設けるべきか、市の見解を問いたい。

(事務局) パブリック・コメントは市内外を問わず幅広く意見を募るものであり、利害関係者だけを対象とする制度ではない。パブリック・コメントの結果も踏まえて最終答

申を決定いただくことが本日の議題であり、資料でお示しした提出者の属性も併せて判断いただければと思う。

- (委員) 寄せられた意見の一覧を見ると、本市が条例を制定することによって他自治体への波及効果を期待する趣旨の意見も見受けられるが、他自治体への波及を期待して制定しようとしているものではなく、そのような意見まで斟酌するのは限界があると思う。

事業者は、仕事を受注し、そこから税金等を納め、労働者に配分している。今は、労働者にとって仕事に関する選択肢が多くある状況である。それらも認識の上で議論するのが良いのではないか。

- (委員) 事業者側の委員から答申に関する意見書が提出されているが、労働者側と事業者側の立場に違いがある中、これまでの議論で可能な限りの調和を保ちながら導いた答申について、この時点で軌道を変えることになるのであれば、それには、正直、違和感を覚える。

また、パブリック・コメントに際しては所属団体を通じて市外の関係者にも情報提供した。募集に対し自由に意見が寄せられたものなので、全体的な意見として捉えてもらえたらと思う。最終的にどのように進めるかは、この委員会ではなく審議会で決めていくものである。賃金下限額設定への反対意見として、事務負担の増加を訴えるものが見受けられるが、その懸念はこれまでも示されてきた。公契約条例によって良い履行がなされれば、負担以上のプラスが宝塚市にもたらされるものと思いきもあり、答申の内容を変えるのには慎重であるべきではないか。

- (委員長) 本日提出された意見書に関わる発言かと思う。せっかくなので、提出者から提出の意図など伺いたい。

- (委員) 公共工事は市民の税金によって賄われるものであり、納税に報いるためにも適切に施工されなければならないとの思いがある。

適切な施工を果たすためには従業員の育成が必須となる。市内事業者が受注しても、担い手が育っていなければ市外、県外から呼んでこななければならない。

公共工事を受注しても十分な代金を得ることができないというのが担い手の育成を妨げる一因であるならば、まずは公契約の契約額が適正であるか考える必要がある、というのが商工会議所建設植木部会としての認識である。

労働者は適正な賃金を受け取るべきだと考えているが、実現するためには、契約額についても同時に考える必要があり、運用について不透明な点があるのであれば、まずは理念型の条例を制定し、下限額の設定については制定後の審議会で議論を尽くした後で実施しても遅くはないものとする。

- (委員) 下限額の設定に適さない業務も存すると認識しており、賃金下限額ありきで議論すべきではない。賃金条項型の条例を制定している自治体の中にも上手く運用できていない例もあるものと認識している。また、工事書類の簡素化の遅れや担い手不

足、技術職員不足といった実態も踏まえた運用が必要である。

(委員長) 意見書は答申案の根本を覆したいという意向のものではないと認識しているが、その他の意見等はあるか。

(委員) 公契約条例の検討においては賃金条項が最も大きな論点になっているが、現在の案では賃金下限額を「設定しなければならない」ではなく「設定することができる」と規定し、運用の検討を全面的に審議会に委ねている点が着目すべき要素であると認識している。

審議会に委ねることによって、社会情勢に併せた柔軟な議論が可能となる。これまでの議論を上手く組み合わせたものになっており、個人的には評価に値する条例案になっているものと考えている。適切な議論のためには審議会の委員構成が重要となるが、事業者と労働者いずれにも偏っておらず、こちらもバランスの良い案となっている。

(委員) パブリック・コメントの意見提出者についてだが、これまで本委員会では、他団体の条例も参考に検討してきた。その条例案について意見を聞くということなので、利害関係者ではない市外在住者から寄せられた意見も参考とする価値があると思う。ただ、市民や在勤者からの意見、そうでない人からの意見、それぞれの傾向は認識するべきだと思う。

私は賃金条項型に親近感を持っているのだが、建設業界における働き方や賃金は、近年、国レベルの大きなテーマである。市の条例案は理念型と賃金条項型の両論を併記した非常にユニークなものである。審議会で十分に議論し、宝塚市に適した運用を選び取ることができるという条文であり、独自性は評価に値する。

(委員) 公契約は、市民にとって便利で良い成果が出るものが一番であるが、良い仕事をすれば適切な賃金が得られるべきで、そのためには予算が確保されていなければならない。

市職員にそのような意識が徹底されていなければ、それ相応の予算しか確保されず、十分な賃金が支払われなければいずれ対立に発展する。対立の火種を生むことなく、公契約において良い仕事をした者の豊かな生活の実現のために、オール宝塚市で丸となって進めるのが大事である。

(委員長) 感染症の流行による中断期間があったものの、長きに渡って議論を重ねた経過を振り返ると、其々の立場から公契約についてどう考えるか、顔を突き合わせて双方向に意見を聞き、議論して最終答申案に辿り着いたことに深い意義を感じている。

今日、委員の中から改めてこの条例案を評価する声もあり、様々な実態を踏まえ、その時々社会情勢に合わせた柔軟な議論を可能にした条例の趣旨は、今後立ち上げられる公契約審議会に十分に引き継いでいかなければならない。

最終答申について委員から意見書が提出されたが、これは公契約に対する各々の立場をより明確にすることを求めたものであり、答申案の趣旨を覆そうという意図

のものではないと認識している。よって、ここから案の内容を大きく変えることはしないが、意見書の趣旨を踏まえた文言の一部微修正については検討の余地があるものとする。修正後の文言の検討については委員長と事務局に一任いただきたいが、如何か。

(委 員) (全員異議なし)

(委 員 長) それでは現行の案をベースに委員長と事務局で検討の上、最終答申を確定させる。事務局から今後のスケジュールについて説明されたい。

(事 務 局) 委員長と調整し修正案を作成の上、皆さんに送付し、確認を求めることとする。承認いただければ、最終答申の完成となり、委員会から市長に提出の運びとなる。
すべての委員が提出の場に一堂に会することは困難と思われるため、委員長のみが市長と対面し、答申案を提出する想定としている。なお、本委員会の委員の任期は「委嘱の日から最終答申の提出の日まで」である。最終答申の提出をもって任期は終了となるため、各委員に対しては答申を提出する日時及びその時のやり取りを共有する。

(委 員 長) 条例を制定して終わりではなく、公契約審議会に十分に議論を引き継いでいかなければならないという認識も込めての答申である旨を、市長に伝えたいと思っている。もし、皆さんが答申提出の場で市長に伝えてほしいと思うことがあれば、後日でも良いので連絡いただきたい。
これにて散会とする。長きに渡り検討委員会にご参加いただき、また忌憚なく、たくさんのご意見を賜りまして、本当にありがとうございました。